

さかき運動場・総合運動場自動販売機 仕様書

1 自動販売機の設置の機種、設置撤去の条件

(1) 自動販売機の設置は、次の2箇所4台とし、詳細な位置については発注者の指示に従うこと。

設置場所	さかき運動場、総合運動場			
貸付箇所等	貸付箇所	設置台数	貸付面積	貸付期間
	さかき運動場	2台	2.88 m ²	令和8年10月1日～
	総合運動場	2台	2.88 m ²	令和11年9月30日
外形寸法 ※1	1台当り 幅1.60m×奥行き0.90m×高さ2.00m以内			

※1 外形寸法には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含む。

(2) 設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

ウ 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

エ キャッシュレス決済ができる機種とすること。

(3) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて受注者の負担とし、その方法については発注者の指示に従うこと。

(4) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、受注者の負担とする。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。
- (2) 飲料品は、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に小牧市と協議を行うこと。
- (4) 他の同様の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。
- (5) 商品の選択肢を広げるため、飲料用自動販売機を併設する場合は、複数メーカーの商品とすること。

3 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切にかつ迅速に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、受注者の責任において対応すること。
- (6) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、経路及び方法については、発注者の指示に従うこと。
- (7) 設置する場所に上屋等がある場合は、受注者において維持管理を行い、補修・修繕を要するときは受注者の負担とする。
- (8) 受注者が防犯対策施設を設置する場合は、事前に発注者と協議し承認を得ること。